

業務委託仕様書

1 業務委託名称

令和 9 年執行予定 統一地方選挙に係る啓発事業の企画・運営業務

2 業務目的

大阪市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、令和 9 年執行予定の統一地方選挙において、選挙名、投票日、投票方法等を広く周知し、有権者、特に若年層の投票率の向上を図るため、啓発用ポスター等の作成及び高いパブリシティ効果が期待される事業の実施を行う。

実施に当たっては、事業者から独自かつ斬新なアイデア等の提案を受けることにより、効果的な広報啓発事業を進めるため、創造性、統一性、効果等の観点から最も優秀な企画を提案した事業者に業務を委託する。

なお、周知したい主な事項は次のとおりである。

- ・選挙名 大阪市議・市長・府議・知事選挙（統一地方選挙）
- ・投票日 令和 9 年 4 月 11 日（日）（想定）
- ・投票時間 午前 7 時～午後 8 時
- ・投票日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、期日前投票ができます。
- ・期日前投票期間 知事選挙 令和 9 年 3 月 26 日（金）から 4 月 10 日（土）まで
市長選挙 令和 9 年 3 月 29 日（月）から 4 月 10 日（土）まで
市議・府議 令和 9 年 4 月 3 日（土）から 4 月 10 日（土）まで
- ・期日前投票時間 3 月 26 日（金）から 4 月 8 日（木）・・・午前 8 時 30 分から午後 8 時
4 月 9 日（金）から 4 月 10 日（土）・・・午前 8 時 30 分から午後 9 時
（一部期日前投票所を除く）

3 履行期間

契約締結日から選挙期日 12 日後まで

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

本市が想定する受注者の業務内容は次のとおりである。

(1) 統一デザインの作成

(ア)統一デザイン又はイメージの作成

今回選挙の各種啓発事業において統一して使用するデザインの作成

(イ)上記アにより作成したデザインを使用した各種啓発物品・看板・幕類・広告メディア用の版下データの作成及びその提供

※版下データは、静止画の場合は ai 形式、jpeg 形式、pdf 形式等、動画の場合は avi 形式、mp4 形式等とし、Windows11 以後の OS が搭載されたパソコンにおいて表示・再

生可能な形式で、DVD 等の媒体に格納し提供すること。

(ウ)統一デザインの条件

- ・ 統一地方選挙の執行を強く有権者に訴えかけるものであること。
- ・ 投票参加意識の向上をもたらすものであること。
- ・ 特定の候補者又は政党等を連想させるものでないこと。なお、特定の候補者等を連想させるデザインや文言が含まれると当委員会が判断した場合は、デザイン等の変更を求める。

(エ)初校入稿：令和 8 年 12 月 25 日（金）

(オ)納 期：令和 9 年 2 月 12 日（金）

(2) ホームページ用電子データの作成

当委員会のホームページに適合するバナー用電子データを作成する。

データは下記の規格とし、メール等にて提供すること。

規 格：PNG 形式・Ai 形式

横 550×縦 220 ピクセル

各 100KB 程度

※文字はなるべく大きく、縦横上下に余裕を持たせること。

納 期：令和 9 年 2 月 17 日（水）

(3) ポスター印刷

（1）により作成したデザインを使用し、下記のとおりポスターを作成する。

規格/梱包等

①A 3 判 縦 折なし

②B 2 判 縦 折なし

③B 3 判 横 折なし

④B 3 判 横 4 つ折

⑤B 3 判 横 4 つ折 ※ 本市が提供する送付書（A4 サイズ）とともに、本市が提供する角 2 封筒に封入・封緘のうえ、納品する。

【角 2 封筒 956 通（ポスター 2 枚、送付書 2 枚）】

⑥B 3 判 横 折なし ※ 規格内で上 30mm 以上の吊代を設ける。

⑦B 3 判 横 折なし ※ 規定内で周囲に 15mm 以上の余白を設ける。

⑧B 3 判 縦 4 つ折 ※ 本市が提供する送付書（A4 サイズ）とともに、本市が提供する角 2 封筒に封入・封緘のうえ、納品する。

【角 2 封筒 382 通（ポスター 1 枚、送付書 1 枚）】

数量・納入先 計 22,333 枚

大阪市役所・24 区選挙管理委員会・大阪市高速電気軌道株式会社

※数量・納品場所の内訳は仕様書別紙 1-1「ポスター数量・納入先一覧」のとおり

紙 質 ①～⑤ コート紙 110kg 又は 135 kg 同等品

⑥・⑦ コート紙 110kg

⑧ コート紙 110kg 又は 135 kg 同等品

「大阪市グリーン調達方針（印刷）」の印刷用紙の【判断の基準】を満たすこと。余白部分にリサイクル適正を表示すること。

紙 色 白
 印 刷 オフセット印刷
 片面・4色フルカラー
 納 期 令和9年2月26日（金）

(4) のぼり作成

（1）により作成したデザイン（タイプ①）及び仕様書別紙1-2のデザイン（タイプ②）を使用し、下記のとおり2種ののぼりを作成する。なお、（1）により作成したデザインを使用したのぼりには、別途提供するQRコードを記載すること。

規 格 縦 150 c m × 横 45 c m （仕様書別紙2参照）
 材 質 テトロンポンジ

※消防法施行令第4条の3第4項で定める基準以上の防災性能を有するものかつ、その旨の表示（防災表示）があるもの

印 刷 インクジェット印刷（片面印刷）
 数量・納入先 2種類 計 313 枚（詳細については仕様書別紙1-3のとおり）
 刷 色 4色フルカラー
 納 期 令和9年3月12日（金）

(5) 動画素材の作成

（1）により作成したデザインを使用し、下記のとおり動画素材を作成する。

- ・動画素材（5秒・15秒）を企画・制作すること。
- ・各媒体の規定規格への編集（5種類※程度）を行うこと。

※①m p 4形式 音声なし【16：9】 Osaka Metro 用
 ②m p 4形式 音声あり【16：9】 Osaka Metro 用
 ③m p g形式 音声なし【16：9】 映画館用
 ④w m v形式 音声なし【16：9】 あべのキューズモール用
 ⑤w m v形式 音声なし【16：9】 静止画を5秒放映 イオンモール用

・納 期 令和9年3月12日（金）

・納品方法 DVD等の媒体に格納し納品すること。

なお、上記規格、納期は令和8年7月現在のものであり、入稿先の規格変更により変動する場合がある。

(6) SNS 用 WEB 広告の実施

（1）により作成したデザインを使用し、SNS（Instagram、X、YouTube 等）を活用した動画広告を行うこと。

- ・YouTube 以外の SNS で実施する場合は、若年層をターゲットとしたショート動画とし、「投票が短時間で終わる」ことが分かるものにすること。
- ・YouTube で実施する場合は、バンパー広告とすること。
- ・少なくとも2つの媒体で実施すること。

募集要項別紙 1

- ・動画素材（6 秒・15 秒）を企画・制作すること。
- ・配信地域又は対象を限定できる場合は、「大阪市域」又は「18 歳以上 40 歳未満」とするなど効果的な配信を図ること。
- ・配信期間は、市議・府議選挙告示日（令和 9 年 4 月 2 日想定）翌日午前 8 時 30 分～投票日午後 6 時とする。
- ・契約締結後、絵コンテ、想定表示回数、想定クリック数等を示した配信計画を提案すること。
- ・成果物は、MP4 形式、フラッシュビデオ（flv）形式、ウィンドウズ・メディア・ビデオ（wmv）形式、DVD ビデオ形式、その他配信する媒体に適した動画配信用データを DVD で納品すること。

(7) 啓発物品の作成

（1）により作成したデザインを使用し、上限額の範囲内で投票参加に繋がる効果的な啓発物品を作成する。

数量・納入先 46,800 個（詳細については仕様書別紙 1-4 のとおり）

納 期 令和 9 年 3 月 12 日（金）

(8) 自由提案項目

上限額の範囲内で（1）～（7）に加え、投票参加に繋がる効果的な啓発事業を企画・実施すること。特に、若年層及び子育て世代に対する啓発効果や選挙期間中継続的に効果が期待できる事業の企画を期待している。

実施時期については、大阪府知事選挙の告示日（令和 9 年 3 月 25 日想定）以降を基本とするが、企画内容によっては告示日前の実施も可とする。

以下に実施例を示しているが、実施例にこだわらず、より啓発効果が高い企画の提案を期待している。

（実施例）

- ・集客が見込める場所での啓発イベント
- ・ラッピングカーによる巡回
- ・子育て世代向けフリーマガジンなどその他の広告

6 業務報告

業務が完了したときは、速やかに業務報告書を提出すること。

7 守秘義務

守秘義務等については、次の事項を遵守すること。

- (1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2) 本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、業務終了後速やかに返却すること。
- (3) 本業務に関して、本市から提供を受けた資料等について、本市の許可なく複写または複製してはならない。

8 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が、1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

9 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。
- (2) 業務の進捗状況について、本市の求めに応じ随時報告を行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、本市と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (4) 採用された企画の著作権は、当委員会に帰属する。また、採用された企画は、趣旨を損なわない範囲で一部修正を依頼することがある。
- (5) 採用された企画に基づき、報道発表資料の作成に協力すること。
- (6) ポスター等のキャラクター、デザイン等の版下データは、市広報紙及びインターネットホームページ、車体ラッピング等に転用できるものとする。
- (7) 本業務の遂行にあたっては、進め方の協議や進行管理・成果等について、常に当委員会と連携を図り、情報共有しながら適切な業務が遂行されるよう、適時ミーティング等を行うこと。

募集要項別紙 1

- (8) 選挙期日（投票日）は令和 8 年 11 月頃に決定する見込みである。なお、その決定後であっても、衆議院の解散による総選挙などが統一地方選挙の同日又はその前後で実施されることになった場合は、計画などの変更の協議に応じ、又はその指示に従うこと。
- (9) 啓発実施に必要な各種資料、スタッフの派遣、機材等の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、全て受託者の責任において行うものとする。
- (10) 投票したことによって経済的利益を得るなど、インセンティブを与えることで投票を促す啓発は避けること。
- (11) 啓発の内容や方法により、特定の候補者や政党が連想されたり、有利又は不利にならないよう十分配慮すること。

10 仕様書に関する問合せ先

行政委員会事務局選挙部選挙課（中山・磯田）

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 4 階

電話番号：06-6208-8515

E-mail：vg0008@city.osaka.lg.jp